

## 介護職員初任者研修学則

介護員養成研修事業について「和歌山県介護員養成研修事業実施要綱」に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分ご理解の上、受講いただきますようお願いいたします。

事業者名称	社会医療法人 三車会
代表者職氏名	理事長 殿尾 守弘
資本金	
主たる事業所の所在地	貴志川リハビリテーション病院 和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423-3 TEL : 0736-64-0039
研修事業を実施する事業所の所在地	貴志川リハビリテーション病院 和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423-3 TEL : 0736-64-0039
委託事業者 (委託を行う場合のみ)	
問い合わせ先 (担当者名)	社会医療法人三車会 法人本部 経営企画室 田邊秀樹 原塚義則
研修名称	社会医療法人三車会 介護職員初任者研修
研修目的	介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育であり、対人理解や対人援助としての職務に必要とされる専門的知識や技術を学習し、習得するための研修を行う事を目的とします。
講義の方法	通学
使用テキスト	(株)日本医療企画 介護職員初任者研修課程テキスト全3巻セット 平成28年8月2日 第3版第1刷
受講対象者	●通学可能な方で、義務教育を修了し、研修を修了できると認められる者。訪問介護事業又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者、もしくは従事している者。 ●受講希望者多数の場合の選考方法 最優先事項・・・紀の川市と岩出市在住の方を優先 第2優先事項・・・申し込み先着順。 上記事項に則って選考します。
受講定員	10名(最小定員4名)

募集期間	2019年 4月 1日 ~ 2019年 5月 31日
研修期間	2019年 7月 1日 ~ 2019年 9月 24日
研修日程及び講師	別紙、介護員養成研修日程表（別記第4号様式）参照
研修実施場所 （講義）	貴志川リハビリテーション病院 地下会議室 和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423-3 TEL：0736-64-0039
研修実施場所 （演習）	貴志川リハビリテーション病院 地下会議室 和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423-3 TEL：0736-64-0039
実習施設（事業所）	社会医療法人三車会 Acti-va 和歌山県岩出市根来 823-1 TEL：0736-69-0051
研修修了の評価 （認定）方法	全科目を修了後、1時間の筆記試験を行う。7割以上を合格とし、修了認定とします。（不合格者には合格基準を満たすまで再試験を行います。）
補講の実施方法 及び取扱い	やむを得ない事情により研修を遅刻、欠席、中断した者及び筆記試験で合格基準を満たさない者で必要と認める者に対し、補講を行うものとします。 ①講義部分の補講については、担当講師による個別指導、又はレポート提出（1200字以上でまとめたもの）によるものとします。但し、レポート提出による補講については、研修時間の1割（13時間）を超えて実施できないものとし、講師採点により70点以上必要とします。 ②演習部分の補講については、担当講師による個別指導をします。補講費用は、①レポート提出補講1回につき1,080円（税込）②演習部分の補講1時間につき1,080円（税込）、とします。
他事業者での補講 （必要な場合のみ）	なし
受講申込方法	① 資料請求②受講申込（本人確認を含む）の順番で手続きを行う。資料請求は、電話、FAX、ハガキ、来院のいずれかによって受け付ける。この請求に応じて、学則、受講生募集要項、受講申込書、申込用封筒を送付、もしくは直接渡す。 受講申込は、申込書を申込用封筒にて郵送（切手は申込者負担）もしくは持ち込み。同時に本人確認のための証明書のコピーを添付。 ●本人確認のための証明書のコピー 1. 運転免許証（両面コピー・住民票の住所が確認できる箇所のコピー） 2. 健康保険証（両面コピー・住民票の住所が確認できる箇所の

	<p>コピー)</p> <p>3. 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票(発行6ヶ月以内)</p> <p>4. 住民基本台帳カード</p> <p>5. パスポート</p> <p>6. 年金手帳</p> <p>7. 在留カード</p> <p>8. 国家資格を有する者は、免許証または登録証</p> <p>●受講申込先  社会医療法人三車会 貴志川リハビリテーション病院  介護職員初任者研修係(経営企画室)  和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423-3  TEL: 0736-64-0039 FAX: 0736-64-0066</p> <p>※受講資格の可否については、ハガキにて連絡します。  ※受講料の振り込みの確認をもって受講確定者とします。</p>
研修受講料	10,800円(税込)※テキスト代含む
受講料補助制度	なし
解約規定	<p>受講希望者からの解約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入金後本人の都合で受講しない場合は、返金しません。</li> </ul> <p>当校からの解約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2019年6月14日の時点で受講確定者が4名に満たなかった場合は中止とし、全額を返金します(振込手数料は当校負担)。</li> </ul>
個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修施設及び、実習施設における研修運営上、知り得た受講者に係る個人情報(実習講義も含む)を、他に漏らすことを禁じます。</li> <li>● 受講者が研修上知り得た個人情報(実習講義も含む)を、他に漏らすことを禁じます。</li> </ul> <p>※受講者には、別途「個人情報等に関する誓約書」を提出していただきます。</p>
和歌山県への報告	研修修了者は和歌山県の管理する介護職員初任者研修修了者名簿に記載され、管理される。
その他研修受講に関する規定	<p>① 中止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講確定者が2019年6月14日の時点で4名に満たなかった場合は中止とします。</li> </ul> <p>② 退校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない理由で退校される場合は、別紙「介護職員初任者研修中断・退校届」を提出いただきます。</li> <li>・無断欠勤が2回あった場合は、退校処分とします。</li> </ul>

- ・講師から研修態度不良として講義認定を得られなかった場合は、退校処分とします。
- ・遅刻、欠席、中断の合計が研修時間の1割（13時間）を超えた場合、退校処分とします。

③ 欠席について

- ・やむを得ない理由で欠席される場合は、別紙「介護職員初任者研修欠席届」を提出いただきます。
- ・欠席は、やむを得ない理由である事と、遅刻、欠席、中断の合計時間が、研修時間の1割（13時間）を限度とします。
- ・欠席者は、補講を受けていただきます。

④ 遅刻の扱いについて

- ・連絡があり、やむを得ない事情で、10分以上遅刻する場合は、参加は出来ませんが欠席扱いとなり、補講を受けていただきます。
- ・連絡なしで開始時間より10分以上遅刻された場合は、無断欠席扱いとします。
- ・遅刻は、やむを得ない理由である事と、遅刻、欠席、中断の合計時間が、研修時間の1割（13時間）を限度とします。

⑤ 受講の中断について

- ・受講の中断をしたい場合は、別紙「社会医療法人三車会 介護職員初任者研修中断・退校届」を提出いただきます。
- ・中断は、やむを得ない理由である事と、遅刻、欠席、中断の合計時間が、研修時間の1割（13時間）を限度とします。
- ・中断者は、補講を受けていただきます。

⑥ 情報開示の方法

- ・パンフレット、募集要項を作成します。
  - ・下記ホームページにおいて情報開示します。
- ホームページアドレス：